

さくら事業所作業収益配分規約

(目的)

第1条 さくら事業所（以下、「事業所」という。）の作業収益の配分に関し、利用契約者及び各作業従事者の公平性及び透明性を確保するため、さくら事業所作業収益配分規約（以下、「作業収益配分規約」という。）を定める。

(作業収益金)

第2条 作業収益金とは、事業所で行う軽作業とパン製造販売及び物品販売（バザー等含む）等の収益金をいう。

(配分金)

第3条 配分金の基礎額は、作業従事時間を1日5時間とし、1日の配分金を550円（時給110円）と定める。ただし、配分金の基礎額は、作業収益の変動に応じ変更する場合がある。なお、作業従事時間とは、事業所が計画するカリキュラム（教養講座）等を含むものとする。

(配分金の支給)

第4条 配分金は、毎月25日を基準日とし、その月の実従事日数（時間単価）により算出し毎月末に支給する。ただし、月末が事業所の閉所日にあたる場合は、その前日とする。

(特別配分金及び成果手当)

第5条 特別配分金とは、パン製造に関し早出従事（午前8時～9時30分）と通常従事（9時30分以降）及び事務作業に従事した場合に加算する配分金をいう。

2 特別配分金の算出基礎額は、第3条の基本配分金を基礎に以下のとおりとする。

	従事時間	増率	配分金額	その他
製造早出従事	8時～9時30分	7割	従事時間	早退なし
製造通常従事	9時30分～	5割	従事時間	9時30分～終了時間
事務従事	9時30分～15時	5割	従事時間	1日2時間を限度とする
指導訓練事業	企画した時間	5割	従事時間	七夕、さくら祭り等従事

※ パン製造の早出従事の場合の早退は認めない。ただし、必要ある場合は、早退を認め配分金（時給）を控除する。

※ パン製造の通常従事は、9時30分から終了時間までとする。

※ パン製造の通常従事は、9時30分の従事とし、以降の従事は認めない。

※ パン製造従事者は指導員により決定する。

※ 医療センター販売従事者は当番表を基に利用者と指導員の合議により決定する。

※ 事務従事は、指導員等の指示に基づき従事するものとする。

※ 配分金の算出上生じる、小数点以下は切り捨てるものとする。

※ パンの配達(販売)、計量、シーラー、袋詰め等の従事は、軽作業従事とみなす。

※ 社会見学等の指導訓練事業は指導訓練手当を含まない。ただし、社会見学

等については、5時間（1日従事）を上限とする。

※指導訓練事業等は、欠席時対応加算を適用する。

※特別配分金及び成果手当は、パン販売や軽作業の売上等により変更することがある。

3 成果手当

成果手当は以下のとおりとする。

	該当項目	手当金額	注意事項
皆勤手当	開所日数から算出。 (下記表-1を参照)	1,000円	通常従事（遅刻・早退・休憩は認めない。）
製造貢献手当	月5日以上従事。	500円	製造従事後に通常従事を完遂した日数。（早退・休憩のある日は含まない。）
医療センター販売手当	月3日以上従事。	1,000円	医療センターへのパン販売従事回数。

※表-1

開所日数	皆勤日数
16日	14日
17日	15日
18日	16日
19日	17日

開所日数	皆勤日数
20日	18日
21日	19日
22日	20日
23日	21日

※皆勤日数は、通院等により欠勤・遅刻・早退・休憩等の必要性を認め開所日数より2日を減じてある。

（自己申告）

第6条 作業従事時間は自己申告とし、その旨を台帳に本人が記入しなければならない。作業従事時間は配分金の基礎となるため、体調不良により休憩室等を利用する場合及び個人的な相談並びに私用等で作業に参加できない場合又は、各作業ができない場合等は、その時間を台帳に記入し、配分金を支払わないものとする。

（公平・平等性の原則）

第7条 作業収益金の配分の公平・平等性を確保するため各種作業ができない場合、あるいは、当日決定した担当業務の変更及びその業務に従事できない旨の申出の場合等は自主的に休憩とし、前条の規定のとおりとする。また、指導員の判断により休憩を指示する場合がある。

（期末配分金）

第8条 作業収益金の剰余金が生じた場合は、年度末に剰余金の範囲内で期末配分金（ボーナス）を支給することができる。

(その他)

第9条 この規約に疑義が生じた場合は、さくら事業所利用者連絡会で協議し、
その結果を施設長に報告するものとする。

- 附則 この規約は、平成14年 7月25日より施行する。
- 附則 この規約は、平成17年 8月 5日より施行する。
- 附則 この規約は、平成21年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規約は、平成21年12月25日より施行する。
- 附則 この規約は、平成22年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規約は、平成22年11月 5日より施行する。
但し、この規約は、平成22年10月26日より適用する。
- 附則 この規約は、平成23年 4月 1日より施行する。
但し、この規約は、平成23年 3月26日より適用する。
- 附則 この規約は、平成24年 8月25日より適用する。
- 附則 この規約は、平成25年 8月26日より施行する。
- 附則 この規約は、平成26年12月26日より施行する。
- 附則 この規約は、平成28年12月26日より施行する。